

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令をここに公布する

御名 柳 聖

昭和二十五年七月十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二百二十七号

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に

関する臨時措置令

内閣は、ホツダム宣言の受諾に伴い発する命令に因する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基づき、この政令を制定する。

（渡航の制限）

第一条 北緯三十度以南の南西諸島（口之島を含む）に本籍を有する者は、当分の間、連合国最高司令官の承認を受けなければ、別表に定める地域以外の地域から同表に定める地域に渡航してはならない。

（罰則）

第二条 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第三条 前條の犯罰行為の用に供した船舶で犯人の所有又は占有に係るものは、没収す

る。犯人以外の者が犯罪の後その船舶を取得した場合において、その取得の当時善意であつたと認められぬときも、同様とする。

(刑事訴訟法の特例)

第四條 外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)第十五條の規定は、第二條の罪に係る事件について、準用する。

(退去強制)

第五條 法務総裁は、第一條の規定に違反した者に対し、退去を強制することから、

2 前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を交付して行う。

(退去強制令書の執行)

第六條 前條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令施行前に第二條の罪に相当する行爲をした者の処罰については、なお従前の例による。但し、同條に定める刑の範囲内において処断するものとする。

3 外国人登録令の一部を次のように改正する。

別 表

第十六條中「その定めるところにより」とを削り、同條の次の一項を加える。
前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を交付して行う。
第十七條第二項中「前項の規定により退去の強制をした場合」と「前項の退去強制令書を交付した場合」とに改め、同條第一項の次の一項を加える。
前項の規定による退去の強制は、都道府県知事が退去強制令書を交付して行う。
第十七條の次の一項を加える。
第十八條 前二條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

一	本 州	内閣総理大臣	吉田 茂
二	北 海 道	法 務 総 裁	大 橋 武 夫
三	四 国		
四	九 州		
五	前四号に掲げぬものに附属する島であつて、日本の行政権の及ぶもの		

支務府令第八十二号
北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に因する臨時措置令施行規則
を次のように定める

昭和二十五年七月二十一日

法務省 大橋武夫

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に因する臨時措置令施行規則

第一條 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に因する臨時措置令（以下令という。）第五条第一項の規定により退去を強制するときは、法務省は、退去を強制せらるる者（以下被退去者という。）を令別表に定めたる地域外に退去せしめる。

2. 前項の場合には、法務省は、被退去者に對し退去強制令書を交付すべき旨をその省の所在地を管轄する都道府県知事に訓令する。

第二條 都道府県知事は、前條第二項の訓令を受けたときは、直ちに、別記様式による退去強制令書を交付し、これを執行するを第六條に掲げる者（以下執行者という。）に交付せしめなければならない。

2. 都道府県知事は、前項の退去強制令書を交付した場合には、直ちに法務省に報告しななければならない。

第三條 執行者は、前條の退去強制令書の交付を受けたときは、これに署名押印しなければならない。

2. 執行者は、退去強制令書の執行に着手するときは、被退去者に、退去強制の理由を告げなければならない。

3. 執行者は、退去強制令書を執行するときは、退去強制令書を所持しなければならない。

第四條 執行者は、退去強制令書の執行を終ったとき又は執行不能となつたときは、その旨を附記してこれを交付した都道府県知事に返還しなければならない。

2. 都道府県知事は、前項の退去強制令書の返還を受けたときは、直ちに法務省に報告しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する

別 紙 様 式

退去強制令書	
本 籍	
居住地	
職 業	
氏 名	

右の者に対し北緯三十度以南の南西諸島に不籍を有する者の渡航制限に関する
臨時増徴令（昭和二十五年政令第二百二十七号）第五條の規定に基づく法務省裁
の命令により左記によつて同令別表に定める地域外に退去を強制する。

- 一 退去強制の時期
- 二 退去強制の理由

昭和

年

月

日

都道府県知事
執行者

印 印

年 月 日

六